

## 大竹市上下水道料金審議会（第2回） 議事要旨

- 開催日時：令和4年4月20日（水） 13：30～16：00
- 場 所：大竹市上下水道局1階大会議室
- 出席委員：堤会長、伊藤副会長、田尾委員、佐多委員、池田委員、坂本委員、二階堂委員、占部委員
- 事務局：古賀（上下水道局長）、中司（工務課長）、三浦（業務課長）、玉川（業務課総務係長）、岸菜（業務課主査）

- 審議会開催に先立ち、会長よりあいさつを行った。
- 事務局より審議会資料に基づき審議事項の説明を行った。

### 1. 前回内容のおさらい

前回内容のおさらいについて、事務局より以下のとおり説明した。（第2回審議会資料より）

#### 【事務局説明】

P3：大竹市の上水事業と下水道事業の経営戦略は、ともに令和2年度に策定し公表した。経営戦略では、人口減少による料金収入の減少、老朽化施設の改築更新による費用の増加が課題となっている。これらの事情により、令和5年度には上下水道事業ともに赤字となり、令和5年度に10%の料金改定が必要となる見込みである。

P4：前回の審議会では料金改定における事務局の考え方として3つの基本方針を説明した。1つ目は赤字経営を解消するための「安定した経営」である。2つ目は将来的には「利用者間の公平な負担」に向けた料金体系に見直したいということ。3つ目は家事用で1か月に10m<sup>3</sup>を使用した場合に「県内で1番安価な水道料金」を維持すること。

これまでの料金改定の変遷は水道事業で平成14年に、下水道事業で平成19年に改定された以降、消費税の増加を除いて料金は改定されていない状況である。現在の水道料金は水道使用料とメーター使用料から構成されており、用途別に基本水量・基本料金、超過料金が設定された料金体系となっている。下水道使用料についても水道料金と同じであるが、メーター使用料は徴収していない。

P5：現在の料金体系では上下水道料金ともに家事用が最も安価で、工場用が最も高価な料金体系となっている。周辺市町と比較すると、大竹市の上下水道事業は普及率が高く料金設定が安いという特徴を有している。

P6：経営戦略策定時の水道事業の収支の見直しにおいては、令和5年度以降に純損失が発生する見込みであることから、令和5年度から、改定率10%の料金改定を目標としていた。しかし、令和2年度では新型コロナウイルスの影響により需要水量が増加したことから、収支の見直しを行った。この結果、必要改定率が10%から8%へと減少したため、今回の料金改定では目標改定率を8%としている。

P7：水道料金の改定案の概要について説明する。現行の料金との大きな変更点は基本水量を見直したことである。家事用では現行の基本水量1月当たり10m<sup>3</sup>から8m<sup>3</sup>に変更している。これは1人暮らしの高齢者世帯など水道使用量が少ない世帯を対象に、料金値上げとならないよう配慮

したためである。また、基本方針で挙げた「利用者間の公平な負担」を目指すために、家事用が最も大きな改定率となるものである。

P 8: また、現在は口径別にメーター使用料を徴収していたが、今回の改定で口径別に基本料金を設定した料金体系へと変更している。

P 9: 続いて、下水道事業について説明する。経営戦略策定時の下水道事業の収支の見通しにおいては、水道事業と同様に令和 5 年度以降に純損失が発生する見込みであることから、令和 5 年度から改定率 10% の料金改定を目標としていた。しかし、これも水道事業と同様に、新型コロナウイルスの影響による増収があり、収支を見直した結果、必要改定率が 10% から 8.5% へと縮小した。今回の料金改定では更なる経費縮減を図ることで、目標改定率を水道事業と同じ 8% としている。

P10: 下水道使用料の改定案については、基本的な考え方や用途別の改定率は水道料金と同じである。

P11: 上下水道料金を合わせた増減額・増減率を示したものである。

P12: 大竹市の水道事業では自己水源（防鹿水源地）のほかに、広島西部地域水道用水供給事業（以下「西部用水」という。）から上水の供給を受けている。現在、西部用水の基本水量は 5,000m<sup>3</sup>/日となっており、使用の有無に関わらず基本料金として年間約 65,000 千円を負担している。実際には西部用水からの水は基本水量の半分程度しか使用していない。また、この基本料金に加えて、使用した水量に応じた使用料金を負担している。

《前回内容のおさらいについては質問及び意見はなかった。》

## 2. 審議事項

### (1) 上下水道料金改定率について

上下水道料金の改定率の審議に当たり、事務局から別紙「大竹市上下水道料金審議会資料（第 2 回）」により次のとおり追加の説明をした。

#### 【事務局説明】

改定率の審議に当たり、会長と調整して上下水道事業の今後の投資計画や留保資金の資料を用意した。また、前回の審議会の終了後に、委員から県用水についてより詳しい資料が欲しいとの要望があった。県用水についても改定率に関係するので、併せて説明する。

P13～14: 水道事業について、大竹市では法定耐用年数を超過した水道施設や管路が増加しており、更新は待ったなしの状況である。そのため、今後はこれまでの投資額と比較して約 2.5 倍程度の投資が必要となることから、維持費や減価償却費が増加する見込みである。

P15: 水道事業の留保資金及び企業債残高の推移を示したものである。留保資金は今後の更新工事に備えて蓄えている資金である。現在水道事業では約 11 億円の留保資金を抱えているが、投資計画に沿って工事を進めた場合には、令和 17 年頃にはこの留保資金が底をつき資金ショートを起こすことが想定される。また、企業債残高については令和 17 年で約 3 倍程度となり、これは次世代への負担が増加することを意味する。

P16～17: 下水道事業についても、大竹市では早期に整備しているため、今後、下水処理場やポンプ場の老朽化した設備の更新を行っていく必要がある。そのため、今後はこれまでの投資額と比較して約 2 倍程度の投資が必要となる見込みである。

P18: 下水道事業の留保資金及び企業債残高の推移を示したものである。水道事業同様に留保資

金は減少し、企業債残高が増加することから料金改定は必要な事項と考える。

P19：大竹市の自己水源と県用水の給水エリア及び施設の概要を示したものである。概ね港町地区を境として、西側が自己水、東側が県用水となっている。

P20～21：県用水の5,000m<sup>3</sup>/日の基本水量と直近3か年の使用水量の実績を示す。基本水量と使用水量には大きな隔たりがある状況である。大竹市としては、令和5年度に基本水量4,000m<sup>3</sup>/日、令和8年度に3,000m<sup>3</sup>/日へと基本水量を見直すよう広島県企業局と協議しているが、広島県企業局からは難色を示されている状況である。

上下水道料金の改定率について以下のとおり審議した。

— 審 議 内 容 —

委 員	水道事業では、支出を見直すと言いながら収益的支出の増加が大きい。この原因は何か？また、企業努力として支出の削減は行っているのか？
事 務 局	収益的支出が増加する主な原因は投資の増加によるものである。支出の削減としては、防鹿水源地などの運営管理の民間委託や上・工・下水道事業を上下水道局で運営することで事業の効率化を図り、職員数の削減も行ってきた。削減努力はしているものの、投資による支出の増加が減少幅を上回っていることから、支出が増加する見込みとなっている。
委 員	下水道事業で令和5年度と令和10年度に収益的支出が増加するが、この原因は何か？
事 務 局	この増加は下水道事業の計画策定業務を5か年ごとに発注する予定であるため、該当年度では支出が増加する見込みとなっている。計画策定業務は資本的収支に計上すべきという意見もあるかもしれないが、上下水道局として収益的収支として計上している。補助事業であるため、支出と同じように収入も増えている。
委 員	収益的収支と資本的収支にどういったものが含まれているのかについては誤解を与えるおそれがあるので、メモ書きでよいので特殊な要因で増えたものについてはわかるようにした方が納得しやすいと思う。また、補助金が使える部分を明示した上で、収益的収支の内訳がわかる資料を提供してほしい。
事 務 局	了解した。
委 員	どの程度の留保資金を抱えていれば、将来的に安定した事業運営が可能となるのか？また、企業債が20億円程度まで増えていく見込みであるが、将来に負担を残さないようにするためには、どのくらいの改定率が必要なのか？
事 務 局	将来への負担を残さないための改定率については回答が難しいが、すべての負担を後世に残すことはないようにしたいと考える。適正な留保資金については事業体によって考えが異なるが、大竹市では年間の給水収益程度（約4億円）の留保資金を維持したい方針である。どれだけの企業債残高であれば適正化なのかという問題は、現在の世代がどれだけ負担し、将来の世代にどれだけの負担をお願いするかという話になる。どのように世代間の公平性を図るかは事業体によっても考え方が異なる。全国的な平均を見ても給水収益に対する企業債残高が概ね3倍程度であれば、適正な範囲であると考えている。
委 員	施設の更新時期に企業債残高が増加して、積立金が減っていくのは仕方がない面がある。30年から40年の周期で更新の時期がくる。作ったものを利用する時期は積

立金が増える時期で、更新の時期は借入れをして積み立てを崩しながら更新を行っていく。

委員	経営戦略の策定では第三者からの意見が踏まえられているのか？それとも内部で作成されたものになるのか？
事務局	経営戦略については上下水道局内部で作成後、市議会への報告を経てホームページで公表しているものである。
委員	P11 の増加額・増加率について、細分化して表示しているため実感が湧きにくい。世帯人員別にモデルケースを設定すればわかりやすいのではないか。
事務局	モデルケースを設定した資料を作成する。
委員	県用水については、広島県企業局と基本水量の減量について交渉しているとのことだが、将来的に自己水源のみで運用する方法は無いのか？2 つの水源があった方が安心という面もあると思うが。
事務局	リスク分散の観点からも現時点では県用水を止めるという方向性では考えていない。広島県企業局とは基本水量を減量する方向で交渉中であるが、資料のとおり交渉は難航しているところである。
会長	審議会として、大竹市に対して今後も支出を削減する努力を行うことや県用水に関する交渉を行い、成果が出たときには料金に反映させることを答申に付帯意見として付けることもできる。
委員	8%の改定率というのは全体での改定率と捉えていいのか？
事務局	そのとおりである。
会長	本審議会として全体での目標改定率を8%とすることについて承認してよいか？
委員	異議なし。

以上のとおり、目標改定率8%については委員の合意を得た。

## (2) 上下水道料金の料金改定案について

上下水道料金の改定案の審議に当たり、事務局から別紙「改定案と現行の料金との比較（1か月分）」より次のとおり説明した。

### 【事務局説明】

資料は、一般用、業務用及び工場用について、使用水量ごとに上下水道料金の改定後と改定前を比較したものとなっている。今回の改定にはその他の用途の料金も含まれるが、市民生活にもっとも影響があるところということで、この3つの用途に絞って作成している。

水道料金の一般用は、口径は13mmで計算している。基本水量は現行が10m<sup>3</sup>まで、改定案が8m<sup>3</sup>までとなっている。それ以上の水量については、超過水量ということで1m<sup>3</sup>ごとに料金が発生する。

表中の「件数」は、使用水量に応じた件数（世帯数）であるが、口径にかかわらず、その使用水量にある全ての件数を集計している。例えば、1,000m<sup>3</sup>は件数が11件となっているが、これは使用水量が250m<sup>3</sup>より多く1,000m<sup>3</sup>以下の世帯が11件あるということである。

一般用の使用水量8m<sup>3</sup>の現行料金は、メーター使用料が82.5円、基本料が638円となっている。改定案では基本料金が720.5円となっているが、これは基本料金の値上げというわけではなく、基本料金の中にメーター使用料を組み込んでいるためであり、料金は同額で「増加率」は0.0%

となっている。これは、あまり水量を使わない一人暮らしの高齢者を想定して、負担が増えないようにしているものである。ただし、現行では基本水量を 10m<sup>3</sup>までとしていたが、改正案では 8m<sup>3</sup>までに引き下げており、水量を引き下げて、料金は変わらないという調整をしている。

また、10m<sup>3</sup>以上の使用水量については、10.7%~10.4%の値上げとしている。例えば、1か月に 20m<sup>3</sup>の水を使えば、現行が 2,194 円、改正案が 2,425 円であり、231 円の値上げ、増加率は約 10.5%となる。

下水道の改正案についても、基本的には上水道と同じ考え方で作成している。基本水量を 10m<sup>3</sup>から 8m<sup>3</sup>に引き下げているが、8m<sup>3</sup>の使用では負担の増加はなく、それ以上の使用については 10.3%ないし 10.2%の値上げとなっている。例えば、1か月 20m<sup>3</sup>の使用では、現行で 2,801 円、改正案では 3,087 円で 286 円の値上げ、増加率は 10.2%となる。上水道の 20m<sup>3</sup>の値上げが 231 円なので、上下水道を合わせると 517 円の値上げとなる。

業務用は、口径が 20mm で比較をしている。現行では基本水量を 20m<sup>3</sup>までとしていたが、改正案では 16m<sup>3</sup>までに引き下げている。また、現行の基本水量までの料金は、基本料が 2,486 円、メーター使用料が 143 円で合計 2,629 円であったが、改正案では基本料の 2,486 円のみとなり、メーター使用量の分が引き下げられた形となる。これは、負担の公平性の観点から、業務用と一般用の料金差を縮めていきたいとの考えによるものであり、1か月 16m<sup>3</sup>までの使用であれば、5.4%の値下げになる。それ以上の使用水量では、最大で 7.1%の値上げとなる。コロナ禍にあって水道使用量が落ちている店舗等には結果的に負担が軽減されるものと考えている。例えば、1か月 50m<sup>3</sup>の使用の場合、水道料金は、現行で 8,173 円、改定後は 8,646 円で料金差は 473 円の値上げとなる。

下水道についても、上水道と同じ考え方である。現行 20m<sup>3</sup>までを基本水量としていた、改正案では 16m<sup>3</sup>までとしている。さらに基本料金を現行の 3,308 円から 3,124 円に値下げをしている。かつ、使用水量 100m<sup>3</sup>までの超過料金の値下げにより、100m<sup>3</sup>までは料金の増加率がマイナスになっている。それ以上の使用水量では、最大で 7.5%の値上げとなっている。

例えば、1か月 50m<sup>3</sup>を使用する店舗の場合、現行の下水道料金は 10,667 円、改定後は 10,516 円で 151 円の値下げとなる。上水道では 50m<sup>3</sup>の使用で 473 円の値上げとなるのでトータルで 322 円の値上げとなる。

工場用は、口径が 75mm で比較をしている。工業用については、基本水量は現行と変わらず改正案でも 200m<sup>3</sup>までとしている。

現行のメーター使用量は 1,859 円、基本料が 28,600 円、合計で 30,459 円であるが、改正案ではメーター使用料を含めた基本料金が 31,317 円で 858 円の値上げ、増加率は 2.8%となっている。

使用水量 1,000m<sup>3</sup>から、わずかではあるが増加率がマイナスに転じている。使用水量が増えるほどマイナスは減少しているが、これは改正案で 200m<sup>3</sup>から 1,000m<sup>3</sup>までの超過料金を約 3.6%減額させ、1,000m<sup>3</sup>以上の超過料金は据え置いているためである。将来的には、利用者間で公平感のある料金にする必要があるという観点から、業務用と工場用の用途区分を一本化したいと考えており、そのためにこのような措置を行った。どのような形で一本化していくかは今後の検討課題ではあるが、将来的には料金の一本化も見据えていきたいと考えている。

下水道の改正案についても、基本的には上水道と同じ考え方である。基本水量は 200m<sup>3</sup>で据え置き、200m<sup>3</sup>から 1,000m<sup>3</sup>までの超過水量は、約 4.7%減額し、1,000m<sup>3</sup>以上については、超過料金を据え置いている。増加率は、1,000m<sup>3</sup>までで 3.6%の減額、それ以上の水量では減少幅が縮まっている。

上下水道料金の改定案について以下のとおり審議した。

— 審 議 内 容 —

委員	単身の高齢者の世帯を対象に負担を増加させないよう配慮したとの説明があったが、高齢者では訪問介護などを利用している場合もあり、この場合には一概に単身の高齢者だから使用水量が少ないとは言えないと思うがどうか。
事務局	現在の家事用区分では基本水量以下の使用者が 3,353 件と大部分を占めていることから、単身の高齢者だけでなくこの基本水量以下の利用者すべてに配慮した料金体系となっている。
委員	業務用に該当する飲食店では小規模事業者が多数を占めており、これらの事業者のほとんどが 1 か月当たりの使用水量が 20m <sup>3</sup> 以下である。そのため、業務用の使用水量が少ない層については更に細分化した料金体系にしてもいいのではないかと？ また、将来的に業務用と工場用を一本化したいとの説明があったが、業務用は小さい規模のものがかなりあるので、どこかで線を引いて、大きいものは工場用と、小さいものは一般用と一本化してはどうか。
事務局	将来的には用途区分を一本化したいと考えている。ただ、用途区分を一本化した場合には大きな変更を伴うため、今回の改定は統合に向けて用途区分の料金の格差を是正する方向性としている。次回以降の料金改定を検討する中で、利用者の意見を聞き、理解を得ながら一本化に向けて取り組んでいきたいと思う。
委員	気候変動もあり、水源や取水権は貴重である。使用していない県用水の水量を減らすというのは経営的には理に適っていると思うが、単に安いことが一番よいという時代ではなく、料金は高くなるかもしれないが安心・安全のためであれば市民の理解も得られると思う。また、どこか水が足りないところに回すとか、余っている水を何か有効利用できれば逆に利益に結び付く。
会長	本審議会としてこの改定案を承認してよいか？
委員	異議なし。

以上のとおり、上下水道料金改定案については委員の合意を得た。

○ その他

事務局より次回審議会の予定の説明を行った。

第1候補は、6/29（水）13：30～とする。

（補足）

本審議で委員より指摘・要望があった事項については、後日事務局より資料を準備し、各委員に送付することとする。ただし、後日送付する資料について委員より説明を求められた場合には、会長判断により審議会を開催するなどして対応することとする。